

各都道府県主管部長あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

積立式宅地建物販売業の国土交通大臣に対する免許申請等に係る
都道府県経由事務の廃止について（通知）

積立式宅地建物販売業法（昭和 46 年法律第 111 号。以下「法」という。）に定められている二以上の都道府県の区域にわたる積立式宅地建物販売業の許可申請等に係る都道府県経由事務については、審査の円滑化による申請者等の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減のため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 44 号。以下「第 11 次地方分権一括法」という。）により廃止となります。

つきましては、経由事務の廃止に係る事務等の取扱いを下記のとおり通知いたしますので、貴職におかれましては、その運用に十分留意頂き、適切な業務の推進に努められるようお願いいたします。

記

- 1 国土交通大臣の許可に係る積立式宅地建物販売業者（以下「大臣許可業者」という。）等は、以下の手続について、第 11 次地方分権一括法の公布の日から起算して 3 月を経過した日（令和 3 年 8 月 25 日）以降、国土交通省へ直接、申請書等の提出を行うこと。
 - ・許可の申請（更新を含む。）（法第 4 条関係）
 - ・変更の届出（法第 10 条関係）
 - ・廃業等の届出（法第 11 条関係）
- 2 国土交通省は、大臣許可業者の許可をした場合又は大臣許可業者の変更若しくは廃業等の届出を受理した場合には、当該大臣許可業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県にその旨を通知すること。